

重要

日本学生支援機構
修学支援新制度 関係

令和 8 年 3 月 6 日

給付奨学生(多子世帯を含む)
継続者 各位

学生支援課 免除担当

学部生の授業料減免「継続申請」手続きの変更について

日本学生支援機構の給付奨学生に既に採用(受給中、休止・停止・保留中を含む)されている学生について、令和 8 年度前期分から、高等教育の修学支援新制度にかかる「授業料減免継続申請」の手続きを以下のとおり変更することといたしましたので、通知します。

1. 変更点

変更前 : 半期ごとに申請書類一式の提出

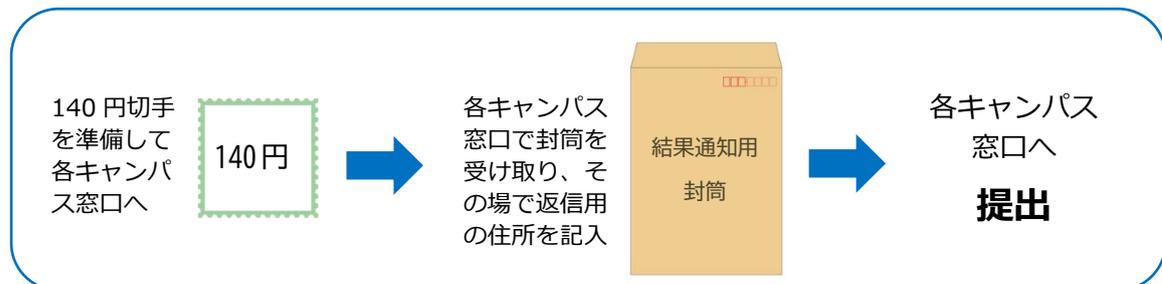
変更後 : 半期ごとに**授業料等免除結果通知用封筒のみ提出**

※給付奨学生の「在籍報告」(4 月)は引き続き必要です。

2. 必要な手続き

授業料等免除結果通知は、引き続き半期毎に送付します。

140 円切手を持参し、窓口で所定の返信用封筒に記入の上、提出してください。



※結果通知用封筒について

- ・授業料免除の許可・不許可に関する結果通知に使用します(8 月、1 月)
- ・返信用の宛先は、必ず受け取れる宛先(原則、学資負担者)とし、学生本人と学資負担者は必ず情報共有して、支援区分の変更等により納付が必要な場合は、遅滞なくお手続きください。
- ・提出後に引っ越しなどで住所が変更となった場合は、必ず申し出てください。

3. 提出期限

- ・令和 8 年 4 月 1 日(水)~4 月 30 日(木)

4. 提出場所(通知用封筒の配布)

- ・五福キャンパス: 学生支援課
- ・杉谷キャンパス: 杉谷地区事務部学務課
- ・高岡キャンパス: 芸術系総務・学務課学務担当

5. 注意事項

- ・給付奨学金や授業料免除等の支援が停止(支援区分外となった場合や多子世帯ではなくなった等)した場合でも、継続手続き(4月の在籍報告、結果通知用封筒の提出)は必要です。
- ・修学支援新制度(多子世帯を含む)に関する大学からの連絡は、主にヘルンシステムとアクティブメールにて行います。通知を見逃さないよう、常日頃からご確認ください。授業料免除に関して、学生支援課から問合せ場合がありますので、着信やメールがあった場合には速やかに対応してください。
- ・採用決定時にもお伝えしておりますが、日本学生支援機構に関する手続き(在籍報告等)は、「スカラネット・パーソナル」を利用して行います。ご自身の支援区分等の情報も確認できます。必ず登録して、常に確認するようにしてください。(奨学金申請時に入力した「スカラネット」とは異なりますので、必ず登録してください。)

未登録の方はこちらから →



- ・修学支援新制度における授業料等の減免は、日本学生支援機構の定める支援区分に応じて行われます。年度途中で給付奨学金が停止、廃止した場合は、それに連動して授業料減免も行われませんので、予めご注意ください。